

内容質問回答書

No. 2 - 1

件 名	山口市上下水道局山口浄化センターで使用する高圧電力の供給		
工 事 場 所 履 行 場 所 納 品 場 所	山口浄化センター（山口市黒川地内）		
入札（開札）年月日	令和7年12月11日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年11月28日
1 ※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 ・あるいは現行（公告時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。 2 旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。 3 入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。 4 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年12月2日
1 「仕様書」9（6）のとおり、燃料費等調整額は請求金額に含めることとし、これを含まないプランでの契約はできません。 燃料費等調整額の算定諸元については質問・回答その1 No. 1 - 4 の 1 5 を参照 2 燃料費等調整制度の変更についての対応は回答1のとおりですが、これにより難しい場合、協議に応じることを了承します。 3 「山口市上下水道事業競争入札参加者心得」及び質問・回答その1 No. 1 - 2 の 6 を参照 4 請求書について、「仕様書」9（12）のとおり、WEBからのダウンロードで問題ありません。検針票について「仕様書」9（13）のとおり請求書の内訳をもって検針票に代えることに問題ありません。30分データについて「仕様書」9（11）のとおりWEBからのダウンロードで問題ありません。ダウンロード形式の場合は発注者に対して電子メールにより発行の通知を行ってください。			
回 答 担 当 所 属	所 属 名	下水道施設課	
	電 話 番 号	0 8 3 - 9 2 5 - 8 4 6 9	

内容質問回答書

No. 2 - 2

件名	山口市上下水道局山口浄化センターで使用する高圧電力の供給		
工事場所 履行場所 納品場所	山口浄化センター（山口市黒川地内）		
入札（開札）年月日	令和7年12月11日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年11月28日
5 計量日は毎月1日でしょうか。			
6 銀行振込により振込手数料が発生した場合、 民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承願います。			
7 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。			
8 現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。			
9 契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。			
10 契約締結の期限はございますか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが 契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年12月2日
5 計量日は毎月1日です。			
6 了承します。			
7 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定は現在のところありません。			
8 現在の契約電力は、1, 015 kWです。			
9 契約内容に関して、落札後に協議することは可能です。			
10 質問・回答その1 No. 1 - 6 の23を参照			
回答担当所属	所 属 名	下水道施設課	
	電 話 番 号	083-925-8469	

内容質問回答書

No. 2 - 3

件名	山口市上下水道局山口浄化センターで使用する高压電力の供給		
工事場所 履行場所 納品場所	山口浄化センター（山口市黒川地内）		
入札（開札）年月日	令和7年12月11日		
質 問 事 項		質問受理日	令和7年11月28日
1 1 第5条（権利義務等の譲渡等） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。 1 2 第10条（計量及び検査）第12条（電気料金の請求） ・計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いできますか。 『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合 ・記載では「検査に合格した後、請求」となっておりますが、 実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒検査⇒合格⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。 1 3 第〇条（違約金） 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございますので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価一覧に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、単価一覧に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』			
回 答 事 項		回 答 日	令和7年12月2日
1 1 契約書の内容については落札後に協議して定めます。 1 2 契約書の内容については落札後に協議して定めます。 計量結果の報告について、「仕様書」9（13）のとおり、請求書の内訳に計量結果が記載されていれば、別途報告の必要はありません。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行をしないことについて了承します。 1 3 契約書の内容については落札後に協議して定めます。			
回答担当所属	所 属 名	下水道施設課	
	電 話 番 号	0 8 3 — 9 2 5 — 8 4 6 9	